

令和2年11月

読者各位

株式会社日本法令出版課

『被疑者弁護マニュアル』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げます。

記

- P12 本文：下から1行目

【誤】準抗告期限 → 【正】準抗告申立て

- P19 上から9行目、14行目

【誤】準抗告期限 → 【正】準抗告申立て

- P20 図表1-5内

【誤】準抗告期限 → 【正】準抗告申立て

- P50 上から7、8行目

【誤】準抗告期限まで最大7日間の猶予 → 【正】準抗告申立てまで7日間程度の猶予

・訂正について下記の注釈を追加

勾留決定に対する準抗告には期間制限はありません（刑訴法 429 条4項参照）が、他方、勾留に対する準抗告・特別抗告の申立てを冗長にしていると、裁判官・裁判所が判断をする前に勾留満期が到来してしまい、期限の利益が失われたものとして却下されてしまうことになりかねません。そのことを考慮すると、勾留決定から3日程度（被疑者が逮捕された日から通算すると7日程度）を目安に準抗告をすることを目指すべきでしょう。

- P53 図表内（10日、18日）

【誤】準抗告期限 → 【正】準抗告申立て

- P82 注釈：下から4行目

【誤】準抗告期限 → 【正】準抗告の申立日

● P130 下から1行目

【誤】⑨ 精算条項 → 【正】⑨ 清算条項

● P131 注釈：下から2、4行目

【誤】精算条項 → 【正】清算条項